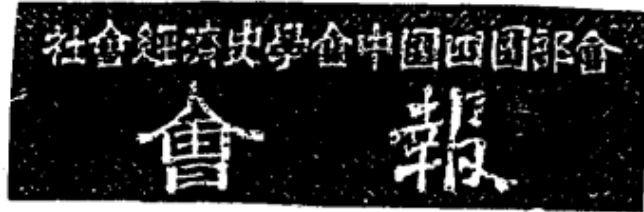

第 56 号

2019 年 6 月



編集発行
社会経済史学会
中国四国部会
事務局

会報のデジタル化とアーカイブ化について
—会報 2 号, 3 号その他欠号を探しております—

村山 聡 (香川大学)

Face to Face の世界は何物にも代え難く、ネット会議やビデオチャットがどれほど普及しても、やはり握手やハグができる世界の存在の貴重さに変わりはない。どんなに電子ジャーナルやデジタルブックの世界が普及しても、紙質や装丁に細部までこだわり作り上げられた本を手にする喜びはやはり何物にも代え難く、読み進むにつれ、また、何度も読み返し、書き込みや付箋が貼られ、最初の装丁が崩れ、次第に分厚さを増す本が伝える感動は消えませんが、最初に読んだ時から、あるいは何度も読み返していても、その後、長い年月が過ぎ、再度手に取った時、初めてその本を手にした時の喜びが再び蘇ります。どんなにデジタル情報化が進んでもこの感動を失いたくはありません。

会報を紙媒体でお手元にお送りすることを経費節減のために進める決断をしたとしても何かの施策を講じておく必要があることを痛感しています。デジタル情報化は紙媒体を否定しているわけではなく、論文程度のものやニュースレターは電子媒体で送られて来ても書き込みをしておきたい時には自由に自宅で印刷ができます。プリンターの世帯当たりの普及率はどの程度でしょうか。プリンター本体はかなり安くなりましたが、インクジェットプリンターのインクは決して安くはありません。電子媒体で配信するので各自で印刷してくださいというような強制はできませんし、資源の節約にもなりません。タブレット端末で色々なものが読むことができるようになり、タッチペンで自由に書き込みができるようになってくると、多くの紙媒体を持ち歩く必要もなく、図書館の一室を持ち歩いているような感覚を味わうことができます。

紙媒体とデジタル媒体とは一長一短ですが、紙媒体の冊子体はとりわけページを繰ることによって全体を見通すことができますが、それだけはデジタル媒体では難しい。今では古文書資料の多くもデジタル化され、文書自身は大切に保管されていることが多いです。特に欧州の歴史資料は近年急速にデジタル化が進み、旧来撮影すら難しかった大判の地図などもデジタル資料で容易に閲覧できるようになっています。以前は文書一枚一枚を写すこと、あるいは撮影すること自体が仕事にもなっていましたし、一枚一枚の詳細を直に見ることにより、加筆されたものや修正されたものなど確認できることもありました。デジタル資料は便利ですが、紙質などを実感することはやはりできません。

ところで、ニュースレターは情報を伝えることに価値があるため、内容を容易に素早く見ることで

きることが第一のメリットです。しかし他方で、紙媒体であればファイルに綴じておくことによって、経年変化を感じることができます。その意味で、一種の歴史資料として保管していこうとする場合には、周りが明るければ電源が不要な紙媒体はやはり安心で便利です。

実際、今回、会報をデジタル化してインターネットで配信する計画を立てた時、最も重要と考えたのは過去の会報のデジタル化でした。そこで、森元辰昭会員、千田武志会員のご協力を得て、お二人が保管されていたファイルに綴じてある資料あるいはコピーを貸して頂いています。このようなハードコピーのファイル形式の有難さを改めて感じているところです。お借りしたまま時間のみが経過していますが、今後どのように保管し、どのようにデジタル化するかを思案中です。11月に開催される予定の今年度の大会までには整理を終えたいと思っています。

ただ、会報の第2号、3号、5号、6号、9号、17号、19～22号が手元にはありません。広島大学に保管されている会報は、30～54号で、それ以前の会報は取り寄せることができません。どなたかお持ちの方はおられないでしょうか。

先のお二人からお借りしているこれまでの会報は全てコピーさせてもらい紙媒体で保存し、同時にデジタル化し、次期事務局にはその他の申し送り事項と共に伝えていきたいと思っています。ご協力のほど、どうかよろしくお願い致します。

自著を語る

Fusao Kato, Das Preußische Fideikommiss. Studien zu seiner nationalökonomischen Funktion im Übergang zum imperialistischen Kapitalismus (Peter Lang Academic Research, Frankfurt am Main 2017)

加藤房雄 (広島大学名誉教授)

『プロイセンの世襲財産。帝国主義的資本主義への移行期におけるその国民経済的作用様式の研究』

2017年6月、ドイツのフランクフルトで出版した自著の概要を、同書の緒論(Einleitung)を中心にして説明いたします。

本書は、問題設定において、かつまた、内容上でも、1878年・1892年のプロイセン土地所有便覧等の膨大な統計資料を駆使して得られたM. ウェーバーの豊かな成果を、発展的かつ批判的に踏襲するものである。彼が主として社会政策的問題関心上の接近を試みたプロイセン世襲財産制の経済史＝法制史上の問題は、その重要性にもかかわらず、永きに亘りドイツの歴史学において相応の注目を受けてきたとは言い難い。これと全く同様に、当該の問題群にとって、すぐれて啓発的な古典的作品たる彼の大作「プロイセン世襲財産制問題の農業統計＝社会政策的考察」(1904年)もまた、ドイツの近年

の研究史にあつては、永く等閑に付されてきた。ヨーロッパとりわけドイツのフィデイコミス=世襲財産制は、従来ほぼ例外なく、農業近代化に逆行する反動的ないしは退嬰的な役割しか果たさぬ、「国民の平等とは相容れない」「封建制の遺物」あるいは「身分制国家の時代遅れの制度」または「階級特権時代の悪しき遺物」と見なされて久しかったからである。

1990年の比較的新しい研究を見ても、フィデイコミスは、依然として、市場経済社会の私有原理とは相容れない「法制史上の遺物」でしかなかったし、また、スイスの当該法制をめぐる1995年のサーヴェイ論文によれば、それは、「古い封建思想の残滓」として、永きに亘り冷遇を受けてきた。フィデイコミスは、「中世的制度の変種」、いや、と言うよりもむしろ端的に「封建法の畸形」、あるいは、近代民主主義の光に照らせば、「法的かつ社会的異常」または「民主主義社会構造の攪乱的異物」と見なされ続けたのである。世襲財産制は「半ば忘れ去られた法制」だったことが分かるであろう。そればかりではない。経済学の古典『国富論』の著者の理解によれば、そもそも、イギリスのフィデイコミス、すなわち、「長子相続法(the law of primogeniture)の自然的帰結」である「限嗣相続制」(entail)とは、「野蛮な諸制度」の一つにほかならなかった。

ドイツのフィデイコミスに対するこうした冷淡な無関心に基づく否定的評価には、今なお根強いものがある。だが、「資本主義的経済機構のもとでの強さ」を示す「肯定的な積極的意義」(M. ウェーバー)、もしくは「大きな社会的価値」(イナマ・シュテルネグ)と「著しい政治的意義」(プファフ、ホーフマン)、あるいは「文化的価値」(Freydenegg u. Monzello)を含むその少なからぬ「長所」の点で、フィデイコミスが、相応の高い学問的関心を集めてしかるべき重要性に疑問の余地はない。事実、最近ようやく、プロイセン世襲財産制をめぐる貴重な研究成果が現われ始めた。方法論と説明構想こそ違え、フィデイコミスへの問題関心を共有する最近の諸研究は、明確な方向性が顕著な二つのグループに大別されよう。第一は、全般的法制史研究の枠組みの中で営まれた Jörn Eckert, Bernhard Bayer, Mareike Mayer, Hartmut Fischer ならびに Monika Wienfort 等の論考であり、第二は、経済史ないし社会史を強く意識する Klaus Heß, Eckart Conze, René Schiller そして Roland Gehrke 等の成果である。法制史研究から多くの知見を得たわたしの近著も、研究史上、第二の部類に属する。

さらに、「世襲財産制農場は、どの程度まで〔東エルベの〕グーツヘルシャフトを安定させる要因としての役割を果たしたのか」を問うカーク(Heinrich Kaak)によれば、農業史のパーспекティヴから見ても、フィデイコミス研究の新分野は、展望可能である。法制史家もまた、「フィデイコミス制の軌跡は現在にまで及ぶが故に、当該法制度の20世紀に至る錯綜したみちのりを解きほぐしつつ辿ること」の必要性を強調する。E. コンツェと M. ヴィーンフォルトの的確な指摘のとおり、ドイツ史におけるプロイセン・ユンカーとその役割の問題が、いかに稔り豊かな研究領域を成すかを一考するなら、たちどころに、フィデイコミス研究もまた、どれほど意義深いかが知られるであろう。

それ故、ウェーバー「世襲財産論」の到達成果の全面的再検証を手がかりとして、フィデイコミスの多面的な問題群を明らかにし、その本質的な諸要因を浮き彫りにすることができるなら、その時初めて、

フィデイコミス問題の未開の地への新たな鋤入れが始まるであろう。しかし、統計資料に基づく一定の客観性を備えた、洞察力に富むウェーバーの学問世界が、たとえどのように深遠かつ該博なものだったとしても、彼の認識を、古典的帝国主義への移行の渦中にある当時のドイツ社会の客観的現実そのものとア・プリオリに同一視することはできない。本書は、残された課題の多い一種の中間報告にすぎぬとは言え、この方法的見地から当該の問題に迫ろうとする、おそらくは内外初めての試みと言えるであろう。

本書は、三篇構成をとる。第一篇「プロイセン世襲財産問題の社会経済的意義（1871-1918年）」は、最初に、ウェーバー「世襲財産論」の本質的な内容とその意義を吟味する（A「拘束的家族財産」gebundenes Familiengutとしての世襲財産に関するウェーバーの見解）。彼の議論の的確な理解は、全立論の不可欠の前提である。学説を整理した理論面での検討に続いて、次に、研究史上の欠落(Desiderat)を埋めるため、未公刊一次資料を基礎とする実証作業を連繋させた（B）。ベルリン・ダーレムの「プロイセン枢密文書館」(Geheimes Staatsarchiv. Preußischer Kulturbesitz) 所蔵史料に依拠して、フィデイコミスが、古典的帝国主義への移行期において、どのような役割を担ったのかを問い、ドイツにおける「世襲財産と資本主義」の関連が追究された。ここでは、プロイセンの法務省・農林省の内部資料を基にして、シュレージエン州のプルタレス(Pourtales) 伯爵ならびにポーゼン州のスウコフスキ(Sulkowski) 侯爵が所有したフィデイコミス所領に関する事例分析の成果が示された。前者の清算(Liquidation)と後者の収用(Enteignung) は、おそらく、新発掘の事実であろう。理論上の一般化を試みるなら、「土地所有と帝国主義的資本主義との不可分の連繋」とも定式化しうる問題発見的(heuristisch)見地を得たことが、この実証作業の少なからぬ成果だったと思われる。さらに、1903年のプロイセン世襲財産仮草案をめぐる県知事・高等裁判所の各地域代表や多方面に亘る有識者等による賛否両論の意見表明を集約した枢密官房(Geheimes Zivilkabinett)の内部文書を、資本主義と土地所有の関係を問う上記の理論視角から詳細に検討した（C 1903年草案の意義）。

続く第二篇では、一転して、ウェーバーの地方自治論に批判的検証が加えられた。彼の「フィデイコミス論」には、農村ゲマインデ(Gemeinde)の認識をめぐる無視しえない問題点が見られるのである。彼の叙述は、20世紀初頭期の東部ドイツの地方自治体の実体をどこまで映し出すものだったのか。ここでは、「ポツダム文書館」(Brandenburgisches Landeshauptarchiv Potsdam) 所蔵原資料に基づく「ベルリン近郊ゲマインデ」の分析結果を、ウェーバーの議論と突き合わせることによって、東部ドイツの農村住民に顕著な「社会経済的意気消沈感」を際立たせたウェーバー的観点とはむしろ対極的な、プロイセン農村自治の相当程度の進化・発展の諸契機を検出した（A ウェーバーのゼーリング批判 B 都市化と都市近郊農村）。他方、当該テーマとの密接な関連のもとで論じられた「森林世襲財産」(Forstfideikommiss)の性格規定に関する限り、彼の認識は、ベルリン近郊に位置した「王家世襲財産」の実態におおむね符合する（C 都市化と世襲財産）。ウェーバーの地方自治論を評価するには、「二重の視点」が必要となろう。

「世襲財産」の現代的局面に関わるその「廃止」(Auflösung)の問題を多角的に検討した最終第三篇は、大きく二分される。前半は、東プロイセン州の個別事例に即して、第一次大戦からワイマル末期の「廃止」に至るまでの経緯を追ったケーススタディであり (A ドーナ伯爵領の財政健全化)、後半では、ワイマル期ドイツの豊富な森林に着目して、世襲財産問題の全般的検討が行われた (B プロイセンにおける世襲財産と森林)。使用資料は、主として「枢密文書館」文書であるが、一部、「連邦文書館」(Bundesarchiv Berlin)文書にも依拠した。

以上、ウェーバー「世襲財産論」の内在的検討を手がかりとして、未公刊一次資料に基づく系統的な実証分析を重ね、当該問題群全般に亘る新たな評価を得るための試論を展開した本書は、全体として、ドイツ資本主義におけるフィデイクミスの重要な意義、あるいは、より一般的には、古典的帝国主義への移行期における東エルベ大土地所有の国民経済的役割を明らかにし、通説的な否定的評価への重大な疑義を呈することにより、歴史学界に対して一石を投じた問題提起の書である。

二人の査読者から、「本書の認識の価値は、非常に高い(sehr wertvoll)」との評価を得た旨、付言しておきたい。

*** *** *** ***

【2019年度社会経済史学会中国四国部会・島根大学のご案内】

伊藤 康宏 (島根大学)

2019年度社会経済史学会中国四国部会大会を11月30日(土)、12月1日(日)の両日、島根県労働会館(松江市)にて開催します。

11月30日午後は自由論題報告を予定しております。会員、大学院生の皆さまの積極的なご発表をお待ちしております。

また2日目の12月1日午前には、伊藤康宏(島根大学)会員を組織者とする、「近代東アジアにおける水産問題」を共通論題とした3報告+コメントを予定しております。

共通論題テーマ「近代東アジアにおける水産問題」

座長・司会 伊藤康宏 (島根大学)

1. 9:00-9:30

趣旨説明及び解題 近代東アジアにおける水産問題への接近

伊藤 康宏 (島根大学)

2. 9:30-10:15

近代中国東北部における水産業秩序の形成と変容：「関東州」を中心に

彭 璋 (鳥取大学大学院連合農学研究科博士課程)

3. 10:15-11:00

民国期における江蘇省立水産学校の水産教育と人材育成

楊 峻懿 (京都大学大学院人間・環境学研究科博士課程)

4. 11:00-11:15

コメント予定（調整中）

5. 総合討論 11:30-12:30

本共通論題の報告者は、中国四国部会会員の他、二人の若手の中国人研究者にも加わっていただき、それぞれの専門の立場から近代東アジアにおける水産問題について報告していただきます。現在、報告者は博士論文の作成に向けて各論の研究に取り組まれている段階ですが、未開拓の近代中国の水産問題に対して新たな視点から論じていただけるものと期待しております。近代東アジアの水産史を専門にされていない会員にも議論に加わっていただき、この分野での新たな研究の芽を生み出したいと考えております。

皆さま、ぜひご参加ください。

*** **

【2019年度社会経済史学会中国四国部会島根大会自由論題報告募集】

山本 裕(事務局)

本年度の大会は2019年11月30日（土）・12月1日（日）に、島根県労働会館（松江市）にて開催されます。つきましては、大会1日目の自由論題報告を募集いたしますので、ふるって御応募下さい。身近な大学院生や留学生にも報告の機会を提供したいと思いますので、お声をかけていただけますと幸いです。報告を希望されます方は、下記事務局のメールアドレス宛にて、2019年8月31日（土）までに事務局（山本）までご連絡ください。よろしくお願ひ申し上げます。

なお、ご報告される方には、報告要旨（A4サイズで2枚以下）を2019年10月下旬までに島根大会の大会事務局へ提出して頂きます。この詳細につきましては、追ってご報告者にご連絡いたします。

*** **

【編集後記】

今号は、加藤房雄様のご高著に関わる「自著を語る」をいただきました。ご寄稿、心より篤く御礼申し上げます。『會報』の編集について、不手際で、不備なところが多々あると思いますが、ご指摘やご鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

（張 曉紅）

*** **

社会経済史学会中国四国部会事務局

〒760-8521 香川県高松市幸町2番1号

香川大学経済学部 山本 裕

e-mail : yamamoto@ec.kagawa-u.ac.jp

部会 HP : http://dlpweb.ed.kagawa-u.ac.jp/main/?page_id=311